

監事監査報告書

学校法人ミスパリ学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

令和5年5月24日

学校法人 ミスパリ学園

監事 殿水幸雄 

監事 入堀好之 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人ミスパリ学園寄附行為第17条の規程に基づき、学校法人ミスパリ学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、私たちは、学校法人ミスパリ学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上